毎週二回発行月曜日木曜日　定価（消費税込）一箇年　一六、八〇〇円（郵送料を含む。）

山梨県公報

第千八百四十号
平成二十年
三月二十七日
木曜日

目次

告示

○山梨県地域保健医療計画の変更……一六五
○保安林の指定施業要件の変更予定……一六七
○山梨県農作物奨励品種の指定の一部改正……一六七
○県営土地改良事業計画の変更……一六九
○県営土地改良事業の完了……一七〇
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……一七〇
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……一七三
○建築基準法に基づく道路位置指定……一七四

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請（二件）……一七四
○落札者等の決定について……一七四
○一般競争入札について……一七五
○甲府都市計画工業団地造成事業の造成工事完了について……一七六

告示

山梨県告示第百三十四号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六の規定により山梨県地域保健医療計画を次のとおり変更したので、同法第三十条の四第十二項の規定により告示する。この計画は、山梨県福祉保健部医務課、各保健所及び各地域県民センターにおいて一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十七日

山梨県知事　横内　正明

一　計画の基本的事項

1　計画策定の趣旨

少子高齢化の急速な進展や生活習慣病の増加に伴う疾病構造の変化、医療技術の進歩など、保健医療を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした中、医療法の改正が行われ、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病といった疾病や救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療といった事業について、医療提供施設相互の医療連携体制に関する事項が定められた。

このような状況を踏まえ、患者本位の安全で質の高い効率的な医療提供体制の確保を図るため、現行計画の見直しを行い、新たな「山梨県地域保健医療計画」を策定した。

2　基本理念

県民すべてが、生涯にわたって健やかで安心して暮らしていくことができる社会づくりを目指し、県民自らの自主的な健康づくりへの支援や地域保健医療の総合的な体制整備に取り組む。

3　計画の位置づけ

この計画は、医療法に定める医療計画である。

本県の保健医療分野を統括する計画である。

介護保険事業支援計画（健康長寿やまなしプラン）、健康増進計画（健やか山梨21）及び医療費適正化計画等との調和を図った計画である。

4　計画の期間

平成二十年度を初年度とし、平成二十四年度を目標年度とする五か年計画である。

二　計画の概要

1　医療圏

(1)　一次医療圏　原則として市町村を単位とする区域とする。

(2)　二次医療圏　次のとおりとする。

圏域名	構成市町村
中北医療圏	甲府市　韮崎市　南アルプス市　北杜市　甲斐市　中央市　昭和町
峡東医療圏	山梨市　笛吹市　甲州市
峡南医療圏	市川三郷町　増穂町　鰍沢町　早川町　身延町　南部町
富士・東部医療圏	富士吉田市　都留市　大月市　上野原市　道志村　西桂町　忍野村　山中湖村　鳴沢村　富士河口湖町　小菅村　丹波山村

(3) 三次医療圏　山梨県全域とする。

2 基準病床数

	医療圏名	基準病床数	既存病床数
療養病床 一般病床	二次医療圏 中北医療圏	四、〇三六	四、九七一
	二次医療圏 峡東医療圏	一、九三一	二、二五八
	二次医療圏 峡南医療圏	四七一	五五五
	二次医療圏 富士・東部医療圏	一、〇三五	一、二一八
	合計	七、四七三	九、〇〇二
精神病床	三次医療圏 県全域	一、九八〇	二、四六八
結核病床	三次医療圏 県全域	二二	九四
感染症病床	三次医療圏 県全域	二〇	二八

備考　既存病床数については、平成十九年十二月一日現在

3 人材の確保と資質の向上

医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等の保健医療従事者の確保に引き続き努めるとともに、生涯学習支援の充実を図る。

4 地域医療提供体制の整備

(一) 県民に対する医療情報の提供、インフォームドコンセントの推進、セカンドオピニオンの普及促進等、住民・患者の立場に立った医療提供体制を整備する。

(二) プライマリ・ケアの推進と二次医療機関の確保、三次医療機能の充実、公立病院の再編・ネットワーク化及び医薬分業等、医療機関の機能分担と連携の推進を図る。

(三) がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の予防対策を推進するとともに、これらの疾病に係る医療連携体制を整備する。

(四) 小児科医の確保に努めるとともに、小児救急医療体制の整備を推進する。

(五) 産科医の確保に努めるとともに、産科医の負担軽減を図るため新たな助産師活用策を実施する。また、総合周産期母子医療センターを中心とした産科医療体制の充実を図るとともに、周産期救急情報システムの効果的な活用を促進する。

(六) 初期救急医療、二次救急医療及び三次救急医療のそれぞれの医療機能に応じた救急医療体制の体系的な整備を図るとともに、救急救命士の養成等プレホスピタルケア体制の整備を推進する。また、精神科救急医療情報センターの機能強化等精神科救急医療体制の充実を図る。

(七) 災害拠点病院等の施設整備を図るとともに、災害時初動体制の充実、こころの健康管理の支援及び医薬品の確保等、災害時における医療救護体制の整備を推進する。

(八) へき地勤務医の確保、へき地医療拠点病院に対する支援等、へき地医療提供体制の確保を図る。

(九) 在宅医療及びターミナルケアについて、患者が安心してケアを受けられるよう地域の実情にあった体制を整備する。

(十) 精神障害者の社会復帰及びこころの健康づくりなどの精神保健医療福祉対策をはじめ、難病、感染症、結核、歯科疾患等における保健医療対策を推進する。

(十一) 臓器移植や骨髄移植に関する正しい知識の普及に向けた啓発活動を推進する。

(十二) 医療事故、院内感染等について、病院等における各種安全管理対策を促進するとともに、医療安全相談体制の充実を図る。

5 保健・医療・福祉の総合的な取り組み

(一) メタボリックシンドローム予防の概念を取り入れた健康づくり施策の実施及び特定健診・特定保健指導の実施等を支援する。

(二) 高齢者の社会参加を推進するとともに、介護予防、良質で多様な介護サービスの提供及び認知症対策等、総合的な高齢者保健福祉施策を推進する。

(三) 母子の健康づくりを推進するとともに、子どもの虐待防止、乳幼児医療の負担軽減等、総合的な母子保健福祉の推進を図る。

6 安全で衛生的な生活環境の整備

(一) 医薬品等の安全性の確保及び適正管理を推進する。

(二) 薬物の乱用防止を図るため意識啓発を推進するとともに、薬物乱用者、その家族等の相談に対する窓口の充実に努める。

7 計画の推進方策と進行管理

計画の内容を、県民をはじめ市町村、保健・医療・福祉関係者に周知するとともに、関係機関等との連携を強化し計画を推進する。また、山梨県医療審議会等において、毎年度、本計画に盛り込まれた目標の達成状況について分析・評価を行い、必要があると認めるときは計画を見直す。

8 医療圏別保健医療計画

中北、峡東、峡南、富士・東部の各二次医療圏ごとに、地域の実情に応じて計画を策定した。

別冊　「機能別医療施設一覧」

山梨県告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十年三月二十七日

山梨県知事　横内　正明

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南都留郡富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南都留郡富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

富士河口湖町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百三十六号

山梨県農作物奨励品種の指定（昭和四十一年山梨県告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十七日

山梨県知事　横内　正明

「

水稲（うるち）	推奨品種	ハナエチゼン	早生 偏穂数型 高冷地帯に適する。
同	同	ひとめぼれ	早生 偏穂数型 中間地帯及び高冷地帯に適する。
同	同	日本晴	晩生 中間型 平坦地帯に適する。

」の表中

「

水稲（うるち）	推奨品種	ひとめぼれ	早生 偏穂数型 中間地帯に適する。

」を

「

小麦	同	農林二六号	早生

」

及び高冷地帯に適			

」に、

大麦	同	シュンライ	早生穂重型
同	同	ファイバースノウ	早生
大豆	同	エンレイ	早生中間型
同	同	あやこがね	早生中間型

「

平坦部の水田裏作に適する。良質多収			
平坦部及び中間地帯の肥沃な水田及び畑作に適する。			
平坦部から中間地帯及び一部高冷地帯に適する。強稈、多収、耐寒性、良質			
高冷地帯及び中山間地帯に適する。			
中間地帯から高冷地帯に適する。			

」を

「

小麦	推奨品種	きぬの波	早
大麦	同	ファイバースノウ	早
大豆	同	あやこがね	早中

」に、

「

生	平坦地帯及び中間地帯に適する。		
生	平坦部から中間地帯及び一部高冷地帯に適する。強稈、多収、耐寒性、良質		
生	中間地帯から高冷地帯に適する。		
同			
同			
タマホマレ			

」を

「

同	同	特定品種	エンレイ
同	同	タマホマレ	晩生中間型 平坦地域に適する。

」に、

「

甘しょ	同	晩生中間型 平坦地域に適する。	
甘しょ	推奨品種	クリマサリ	早生中間型 中間地帯及び高冷地帯に適する。
		クリマサリ	萌芽良 温暖地帯の埴土、植壌土に適する。良質多収、食用早堀用
		萌芽良 温暖地帯の埴土、植壌土に適する。良質多収、食用早堀用	

」を

「

生	中間地帯から高冷地帯に適する。		

」に改める。

三の表を次のように改める。

三　飼料作物

種類	区分	品種名	摘要
イタリアンライグラス	優良品種	ワセアオバ	早生 平坦地帯及び中間地帯に適する。

同	同	ヒタチアオバ	晩生	県下一円に適する。	
ハイブリッドライグラス	同	ハイフローラ	中生	中間地帯及び高冷地帯に適する。	
オーチャードグラス	同	アキミドリ	極早生	県下一円に適する。	
同	同	キタミドリ	早生	県下一円に適する。	
同	同	ナツミドリ	早生	県下一円に適する。	
同	同	マキバミドリ	中生	県下一円に適する。	
ペレニアルライグラス	同	ヤツカゼ2	中生	中間地帯及び高冷地帯に適する。	
同	同	ヤツユタカ	晩生	中間地帯及び高冷地帯に適する。	
トールフェスク	同	ナンリョウ	極早生	平坦地帯及び中間地帯に適する。	
アカクローバー	同	ケンランド	早生	県下一円に適する。	
シロクローバー	同	カリフォルニアラジノ	晩生	県下一円に適する。	
同	同	フィア	早生	県下一円に適する。	
リードカナリーグラス	同	ベンチャー	―	県下一円に適する。	
トウモロコシ	同	36B08	早生	県下一円に適する。	
同	同	タカネスター	早中生	県下一円に適する。	
同	同	32K61	中生	県下一円に適する。	
同	同	KD777	中晩生	県下一円に適する。	
同	同	ゆめそだち	中晩生	県下一円に適する。	
ソルガム	同	ST6（スダックス306）	早生	平坦地帯及び中間地帯に適する。	
ライ麦	同	春一番	極早生	県下一円に適する。	
同	同	キングライ麦	極早生	県下一円に適する。	
エン麦	同	エンダックス	早生	平坦地帯及び中間地帯に適する。	
飼料カブ	同	下総カブ	中生	平坦地帯及び中間地帯に適する。	

四の表の次に次の一表を加える。

五　そ菜類

種類	区分	品種名	摘要
いちご	推奨品種	かいサマー	果実の形状や食味に優れ、高冷地における夏秋どり栽培に適する。

山梨県告示第百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（茅ヶ岳地区県営かんがい排水事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十年三月二十七日

山梨県知事　横内　正明

一　縦覧書類
　変更後の県営土地改良事業計画書の写し
二　縦覧期間
　平成二十年三月二十七日から同年四月二十三日まで
三　縦覧場所
　韮崎市役所、甲斐市役所及び北杜市役所
四　異議申立期間
　平成二十年四月二十四日から同年五月八日まで

山梨県告示第百三十八号

県営土地改良事業（桐原地区ため池等整備事業）の工事は、平成十九年十一月九日をもって完了した。

平成二十年三月二十七日

山梨県知事　横　内　正　明

山梨県告示第百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十七日

山梨県知事　横　内　正　明

一　土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
身延町	松山Ⅱ―1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）
	松山Ⅱ―2	急傾斜地の崩壊	
	松山Ⅱ―3	急傾斜地の崩壊	
	家後	急傾斜地の崩壊	
	冠の2	急傾斜地の崩壊	
	冠	急傾斜地の崩壊	
	下子の神	急傾斜地の崩壊	
	切石Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	向坂・北割	急傾斜地の崩壊	
	雁帰―1	急傾斜地の崩壊	
	雁帰―2	急傾斜地の崩壊	
	榎田	急傾斜地の崩壊	
	西町―1	急傾斜地の崩壊	
	西町―2	急傾斜地の崩壊	
	西島Ⅱの2	急傾斜地の崩壊	
	西島Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	岩崎の1	急傾斜地の崩壊	
	岩崎	急傾斜地の崩壊	
	坂の上―1	急傾斜地の崩壊	
	坂の上―2	急傾斜地の崩壊	
	坂の上―3	急傾斜地の崩壊	
	坂の上―4	急傾斜地の崩壊	

坂の上―5	急傾斜地の崩壊
坂の上―6	急傾斜地の崩壊
坂の上―7	急傾斜地の崩壊
坂の上―8	急傾斜地の崩壊
坂の上―9	急傾斜地の崩壊
滝脇	急傾斜地の崩壊
大子山	急傾斜地の崩壊
大陸川	土石流
小中山沢	土石流
中山沢	土石流
古長谷川	土石流
古長谷沢の2	土石流
出合沢	土石流
宝珠院川	土石流
宇野沢	土石流
古長谷沢の1	土石流
大中山沢	土石流
遅沢	土石流
塩沢川	土石流

向取沢	土石流
向坂沢	土石流
城山沢	土石流
町屋沢	土石流
芦の入沢	土石流
上杉沢	土石流
昭和川	土石流
尾根切沢	土石流
初沢川	土石流
唐沢	土石流
大子沢川	土石流
堂の入川	土石流
中沢川	土石流
西島A	地滑り
西島B―1	地滑り
西島B―2	地滑り
西島B―3	地滑り
西島B―4	地滑り
西島B―5	地滑り

西島B―6	地滑り	
西島B―7	地滑り	
西島B―8	地滑り	
西島B―9	地滑り	
西島B―10	地滑り	
西島B―11	地滑り	
西島B―12	地滑り	
西島B―13	地滑り	
西島B―14	地滑り	

二　土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
身延町	松山Ⅱ―1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）
	松山Ⅱ―2	急傾斜地の崩壊	
	松山Ⅱ―3	急傾斜地の崩壊	
	家後	急傾斜地の崩壊	
	冠の2	急傾斜地の崩壊	
	冠	急傾斜地の崩壊	
	下子の神	急傾斜地の崩壊	
	切石Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	向坂・北割	急傾斜地の崩壊	
	雁帰―1	急傾斜地の崩壊	
	雁帰―2	急傾斜地の崩壊	
	榎田	急傾斜地の崩壊	
	西町―1	急傾斜地の崩壊	
	西町―2	急傾斜地の崩壊	
	西島Ⅱの2	急傾斜地の崩壊	
	西島Ⅱ	急傾斜地の崩壊	
	岩崎の1	急傾斜地の崩壊	
	岩崎	急傾斜地の崩壊	
	坂の上―1	急傾斜地の崩壊	
	坂の上―2	急傾斜地の崩壊	
	坂の上―3	急傾斜地の崩壊	
	坂の上―4	急傾斜地の崩壊	
	坂の上―5	急傾斜地の崩壊	
	坂の上―6	急傾斜地の崩壊	
	坂の上―7	急傾斜地の崩壊	

坂の上―8	急傾斜地の崩壊
坂の上―9	急傾斜地の崩壊
滝脇	急傾斜地の崩壊
大子山	急傾斜地の崩壊
小中山沢	土石流
古長谷川	土石流
出合沢	土石流
宝珠院川	土石流
宇野沢	土石流
古長谷沢の1	土石流
大中山沢	土石流
遅沢	土石流
塩沢川	土石流
向取沢	土石流
城山沢	土石流
芦の入沢	土石流
尾根切沢	土石流
初沢川	土石流
唐沢	土石流

大子沢川	土石流
堂の入川	土石流

山梨県告示第百四十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十七日

山梨県知事　横　内　正　明

急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号二十二号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十二号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
一	都留市		田原三丁目	根田入	一九八三―九
二	同		同		同
三	同		同		一九八〇―二一
四	同		同		同
五	同		上谷		一九七七―二
六	同		同	同	同
七	同		同	同	同
八	同		同	同	同
九	同		同	同	同
十	同		同	同	同
十一	同		同	同	同
十二	同		同	同	同
十三	同		同	同	同
十四	同		同	同	同
十五	同		同	同	同
十六	同		同	同	同

十七	同	同	同	同
十八	同	同	同	同
十九	同	同	同	同
二十	同	同	同	同
二十一	同	同	同	同
二十二	同	同	同	同

山梨県告示第百四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十七日

山梨県知事　横内　正明

一　道路の位置
　甲斐市大垈字松葉四六一番一及び四六三番四
二　道路の幅員
　最大五・一二メートル　最小四・八八メートル
三　道路の延長
　二九・四五メートル

公告

◉　特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十七日

山梨県知事　横内　正明

一　申請のあった年月日　平成二十年三月十一日
二　申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
　1　名称　特定非営利活動法人　甲斐志麻の里ファーム
　2　代表者の氏名　戸田正彦
　3　主たる事務所の所在地　山梨県甲斐市牛句二千三百五番地
　4　定款に記載された目的
　　この法人は、心身障害者などに対して就労支援事業・精神障害者社会適応訓練事業などを行い、障害者の自立と社会参加を図るため、地域で果樹を中心とした農産物の栽培・加工、及び遊休農地の管理業務や公共施設等の管理業務に取組む。
　　併せて、地域での環境保全等の活動と自主企画や地域における行事への参加などをとおして、地域の理解を深め、社会参加を果たすことを目的とする。
三　縦覧期間　平成二十年三月十二日から同年五月十一日まで

◉　特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十七日

山梨県知事　横内　正明

一　申請のあった年月日　平成二十年三月十一日
二　申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
　1　名称　特定非営利活動法人ほっとけない
　2　代表者の氏名　中川陽子
　3　主たる事務所の所在地　山梨県笛吹市石和町中川千二十三番地二
　4　定款に記載された目的
　　この法人は、県内女性に対して、生活、育児、介護の支援や相互援助に関する事業を行い、県内女性の就労機会の増大促進を図り、広く社会貢献に寄与することを目的とする。
三　縦覧期間　平成二十年三月十二日から同年五月十一日まで

◉　落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十年三月二十七日

山梨県知事　横内　正明

一　随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
　山梨県新税務システム用サーバ機器等　一式

二　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　山梨県総務部税務課　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
三　随意契約の相手方を決定した日
　平成二十年二月二十九日
四　随意契約の相手方の氏名及び住所
　日本電子計算機株式会社　東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
五　随意契約に係る契約金額
　三千二百十八万二千七百八十九円
六　契約の相手方を決定した手続
　随意契約
七　随意契約によることとした理由
　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

◉　一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十年三月二十七日

山梨県知事　横　内　正　明

一　一般競争入札に付する事項
　1　借入物品等の名称及び数量
　　山梨県税務システム用サーバ機器等　一式
　2　借入物品等の仕様等
　　入札説明書で定める内容等であること
　3　借入期間
　　平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
　4　納入場所
　　山梨県総務部税務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）及び山梨県税務関係機関
二　一般競争入札の参加資格
　1　平成二十年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十年山梨県告示第百七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
　2　この公告に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
　3　納入する借入物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
　4　この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
三　入札手続等
　1　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
　　郵便番号四〇〇―八五〇一　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号　山梨県総務部税務課システム管理担当　電話〇五五―二二三―一三八八
　2　入札説明書の交付方法
　　この公告の日から平成二十年四月七日（月）までの「山梨県の休日を定める条例」（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
　3　入札説明会の日時及び場所
　　平成二十年三月三十一日（月）午後二時　山梨県庁北別館六〇一会議室
　4　入札参加資格確認申請書の提出方法
　　平成二十年四月一日（火）から同年四月十八日（金）までの県の休日を除く午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県総務部税務課システム管理担当（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に持参すること。
　5　入札及び開札の日時及び場所
　　平成二十年五月九日（金）午後二時　山梨県庁北別館五〇六会議室
　6　郵送による入札書の受領期限及び場所
　　平成二十年五月七日（水）午後五時までに山梨県総務部税務課システム管理担当（郵便番号四〇〇―八五〇一　山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。
　7　入札方法
　　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
　8　入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9　落札者の決定方法

規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四　その他

1　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2　入札保証金

免除

3　契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4　契約書作成の要否

要

5　長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。

6　その他

詳細は、入札説明書による。

※　Summary

1　Nature and quantity of the products to be procured

Computer Equipments for Taxation System of Yamanashi Prefectural Government 1 set

2　Date and time for tender

2:00PM May 9,2008

3　Bureau in charge

System Management Section,Tax Division,General Affairs Department,
Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi
Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1388

◉　甲府都市計画工業団地造成事業の造成工事完了について

甲府南部工業団地造成事業の造成工事が完了したので、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第十九条第二項の規定により公告する。

平成二十年三月二十七日

山梨県知事　横　内　正　明

発行者　山　梨　県　甲府市丸の内一丁目六番一号　印刷所　㈱サンニチ印刷　甲府市北口二丁目六番